

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年3月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。12番、阿部義正君及び13番、芳賀 潤君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので御覧願います。

次に、本日まで受理した請願はありません。

陳情につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので、御報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手沿岸南部広域環境組合議会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告のとおりですので、御覧願います。

---

○

日程第 4 町長並びに教育長施政方針演述

○議長（小松則明君） 日程第 4、町長並びに教育長の施政方針演述を行います。

初めに、町長の演述を求めます。町長、御登壇願います。

○町長（平野公三君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 次に、教育長の演述を求めます。教育長、御登壇願います。

○教育長（松橋文明君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 0 4 分

---

再 開

午前 1 1 時 1 5 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

---

○

日程第 5 報告第 4号 「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の変更に係る報告について

日程第 6 報告第 5号 「第2期大槌町観光ビジョン」の策定に係る報告について

日程第 7 議案第 4号 大槌町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第 8 議案第 5号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 9 議案第 6号 大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 7号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 8号 大槌町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 9号 大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 10号 大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第14 議案第11号 大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 吉里吉里地区体育館に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第14号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求める事について
- 日程第18 議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
- 日程第19 議案第16号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第20 議案第17号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについて
- 日程第21 議案第18号 令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第22 議案第19号 令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについて
- 日程第23 議案第20号 令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第24 議案第21号 令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第25 議案第22号 令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについて
- 日程第26 議案第23号 令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第27 議案第24号 令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第28 議案第25号 令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 日程第29 議案第26号 令和5年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

て

日程第30 議案第27号 令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 再開いたします。

日程第5、報告第4号「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の変更に係る報告についてから、日程第30、議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで、26件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和5年大槌町議会3月定例会における報告2件、議案24件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第4号「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の変更に係る報告については、当該計画の見直しにより、大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例、第3条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号「第2期大槌町観光ビジョン」の策定に係る報告については、当該計画を策定したことから、大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例、第3条第2項の規定により報告するものであります。

議案第4号大槌町個人情報保護法施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、大槌町個人情報保護法施行条例を定めようとするものであります。

議案第5号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例については、令和5年4月から地方税の納付書に、全国統一のQRコードが付されることに伴い、町債権の督促に係る手数料を廃止するため、関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第6号大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の一部を改正する条例については、本条例の条文中の字句の誤り箇所を改めるものであります。

議案第7号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、令和5年2月1日に、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第8号大槌町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について及び議案第9号大槌町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支

援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第10号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第11号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第12号吉里吉里地区体育館に関する条例の一部を改正する条例については、普通財産として管理している旧金沢小学校体育館を、令和5年4月1日から、教育財産として教育委員会が管理することから、所要の改正をするものであります。

議案第13号工事請負契約の締結については、準用河川大ケロ川河川改修工事に係る変更契約であります。

議案第14号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求めることについては、岩手県市町村総合事務組合を組織する団体に変更が生じること、また、同組合同約の一部変更が生じることに関し議決を求めるものであります。

議案第15号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについては、令和5年度に着手予定の、第4分団1・2部消防屯所整備について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置の活用を検討するため、辺地法第3条第1項の規定により、徳並辺地に係る総合整備計画を策定するものであります。

議案第16号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、第2期釜石大槌定住自立圏共生ビジョンの策定に当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号から第21号までは、各会計の令和4年度補正予算であります。

議案第17号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについては、事業費精査等に伴い、既定の歳入歳出予算から、3億6,553万2,000円減額し、歳入歳出総額を109億2,009万6,000円とするものであります。第2条では、繰越明許費の追加12件、第3条では、債務負担行為の補正変更1件、廃止1件、第4条では、地方債補正変更1件であります。

議案第18号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、高額療養費保険者負担金等の増額により、既定の歳入歳出予算に6,806万1,000円を追加し、歳入歳出予算を16億119万6,000円とするものであります。

議案第19号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについては、職員手当の増額に伴い、既定の歳入歳出予算に120万円を追加し、歳入歳出総額16億7,795万2,000円とするものであります。

議案第20号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについては、資本的収支において、建設改良費に係る委託料及び工事請負費等の減額と企業債償還金の補正であります。資本的収入及び支出において、収入予定額から1,170万6,000円を減額し、予定額総額を8,418万7,000円とするとともに、支出予定額から828万6,000円を減額し、予定額総額を1億9,614万9,000円とするものであります。第3条では企業債の変更1件の補正であります。

議案第21号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めることについては、使用料及び他会計補助金、営業費用の減による収益的収支の補正と、企業債及び国庫補助金等及び工事費等事業費精査に伴う、資本的収支の補正であります。収益的収入及び支出ですが、公共下水道事業において、収入予定額から171万4,000円を減額し、予定額総額を7億4,570万円に、支出予定額から171万4,000円を減額し、予定額総額を7億5,090万円とするものであります。また、漁業集落排水処理事業において、収入予定額から516万円を減額し、予定額総額を2億315万6,000円に、支出予定額から516万円を減額し、予定額総額を2億315万6,000円とするものであります。さらに、資本的収入及び支出ですが、公共下水道事業において、収入予定額から2,264万円を減額し、予定額総額を2億9,978万5,000円に、支出予定額から2,226万円を減額し、予定額総額を4億6,565万5,000円とするものです。

議案第22号から第27号については、各会計の令和5年度当初予算であります。

議案第22号令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を106億7,600万円と定めるものであります。第2条では、債務負担行為4件、第3条では、地方債16件であります。

議案第23号令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を14億2,905万6,000円と定めるものであります。

議案第24号令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を16億1,310万3,000円と定めるものであります。

議案第25号令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を1億3,402万8,000円と定めるものであります。

議案第26号令和5年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を、収入は3億155万1,000円、支出は3億5,817万2,000円と定めるものであります。資本的収入及び支出の予定額については、収入は1億3,269万1,000円、支出は2億3,819万6,000円と定めるものであります。第5条では、債務負担行為1件、第6条では、企業債1件であります。

議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を、公共下水道事業において、収入は7億5,184万円、支出は7億5,704万円、漁業集落排水処理事業では、収入が3億2,664万4,000円、支出は4億5,387万7,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額は、公共下水道事業において、収入は3億3,393万1,000円、支出は4億9,822万2,000円、漁業集落排水処理事業では、収入が3,469万2,000円、支出は8,323万9,000円と定めるものであります。第5条では、債務負担行為2件、第6条では、企業債1件であります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって、当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。

後日予定しております予算特別委員会において、議事のスムーズな進行のため、前もって資料請求を受けたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんのでそのようにいたします。

それでは、6日月曜日午後5時までに必要な資料名を議会事務局へ申し出てください。

明日3日から6日までは議案思考のため休会とし、7日火曜日は、10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午前11時28分